

# TOSS教職員 賠償責任保険

## No.5 虐待・暴力対応編

クラスの子が  
家庭内暴力を  
受けている...

すぐにご相談  
ください！！



TOSS顧問弁護士 中井光

本相談事例集の実例は件名、男女、  
内容などを変え、相談者が特定でき  
ないようにしてあります。

相談事例1:  
父親が子供を虐待していることが  
分かった。

### 事例

父親が虐待していることが子供の怪我  
から分かりました。学校としてどのように  
対応すればよいのでしょうか。

(S県 女性)

### 解決

家庭内でそのような暴力を無くすよう保護  
者に言わなければいけません。また児童  
相談所への通報も必要です。、ただし、**家  
庭内のこと**でもあり、子どもの**安全確  
保以上には学校は関わることで  
きない**ということも知っておかなけれな  
らないとアドバイスを受けました。児童相  
談所に連絡を取り、可能ならば連携をして  
いくという方針を学校で立て対応していま  
す。

## 全国から寄せられる感謝の声

法律相談、電話での直接の対応など、細  
かいところまで対応していただけたところ  
がありがたいと思いました。法律につい  
て、ほとんど知識がないので、具体的な  
ことまでカバーしていただけたのはうれし  
いと思いました。教育現場のことにも詳し  
い中井弁護士についていてもらうことに  
安心感があります。(I県 女性)

勇気が出ます。TOSS弁護士団がついて  
いるというだけで安心です。それも細かい  
部分にまで対応してくださるということ  
です。他とは比べられません。守るもの  
は守られます。仲間にも広めます。

(H県 男性)

相談事例2:  
ひどい授業妨害をする子供を落ち着く  
まで廊下に出すことは許されるのか。

### 事例

5年生の子供が荒れています。目に余  
る悪さをします。教務主任として補助に入  
り、落ち着くまで廊下に出したことに對し  
て保護者が訴えると言ってきました。落  
ち着くまで廊下に出すことは、法的には許  
されないのでしょうか。(T県 男性)

### 解決

各教員には**子ども一人一人に対す  
教育の機会を確保するために学級経営を  
行う義務と学級管理・運営の権限**あり、  
落ち着くまで廊下に出したことは、この権  
限に基づく**適法**なものです。他の児童へ  
の教育の妨げが大きくなれば教育委員会に  
おいて出席停止処分をなすこともでき  
ます、とアドバイスを受けました。これ  
からも担任をサポートしていきます。

## TOSS教職員賠償責任保険 について

### 【募集の対象】

- NPO法人TOSSの正会員及び賛助会員  
※会員資格(次のいずれかに該当すれば可)
- ①TOSSサークルに所属
  - ②TOSS機関誌を購読している
  - ③TOSSセミナーに参加している
  - ④TOSSランドを使って授業をしたことがある

### 【入会】

会員になるために入会申込書を書く。今後、セ  
ミナー等で直筆による申込書を書いてもらう。イ  
ンターネットでホームページからの申込みも出来る。

【保険料】 ※加入時期によって変動します。  
年間6380円。振込み手数料120円。  
合計6500円。(加入2年目からは口座引落し、手数料不  
要)

保護者からの過剰なクレームや管理職の不当な扱いなど  
に対して、法律の力をかりて解決します。  
全国各地から絶望的だった状況に光が差したと感謝の声を  
いただいています。TOSS弁護士団では、裁判になる前の弁護  
士との相談に対応しています。加入いただいた方は、TOSS  
弁護士団顧問の中井弁護士に困ったときにはすぐに相談で  
きるようになります。

相談事例3:  
子どもから教師への暴力。

### 事例

あるクラスで子どもとの関係がうまくいか  
ず、担任に対して殴ったり、蹴ったりするな  
どの暴力を子どもがふるっています。「やめ  
なさい。」と言ってもやめようとしません。  
どのように対応すればよいのでしょうか。  
(Y県 教務主任 女性)

### 解決

14歳未満の子供には犯罪が成立しませんが、  
教職員や他の児童に対する暴力が許  
されるわけではありません。**保護者に、暴  
力をさせないように求め、暴力が止まない  
ときには教室から出したり、他の子どもへの  
学習の妨げがひどい場合には教育委員  
会に出席停止を求めること**もできます  
とアドバイスを受けました。中井弁護士の  
話を元に、学校で対応の体制を整えて解  
決を図っています。

## TOSS顧問弁護士 中井光 より

保護者の時として過度な言動への発展や、教育組織  
の運営優先のため教員が問題の渦中に置き去りにさ  
れる事態もよく見られます。TOSSでは、賠償額認定  
後のみではなく、その前においても、安心をお届けで  
きるようになりました。あまりにも画期的な、そして真に  
必要なシステムが遂に誕生したというのが正直な想  
いです。流動的であり不安定な教育の現場においても、  
安心に支えられた先生方が必ず豊かな教育を実現さ  
れると確信しています。

## TOSS代表 向山洋一 より

子どもを守るために法律が必要なときがあ  
ります。虐待を受けている子も法律が守  
ってくれます。

### 【申込・問合せ先】

《保険取扱代理店》  
**株式会社白門保険事務所**  
〒154-0002 東京都世田谷区下馬3-11-9  
TEL:03-3418-0071 FAX:03-3487-7664  
《引受保険会社》  
**三井住友海上火災保険株式会社**  
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-7-7 6F  
TEL:03-3406-5621 FAX:03-3406-5632

相談事例4:  
子どもから親への暴力。

### 事例

子どもが家で親に対して暴言を吐いたり、殴  
るなどの暴力をふるったりして、手がつけ  
られない状態であるという相談を受けました。  
どのような対応ができるのでしょうか。

(I県 男性)

### 解決

14歳未満の子供に犯罪が成立せず家庭  
内での養育に委ねるのが法の原則です。**保  
護者と子どもとの関係に対して教職員は  
責任を負うことができません**。保護者から  
の話を聞くことは大切ですが法的に教職員  
ができることの限界は知っておく必要があ  
りますとアドバイスを受けました。教師として出  
来ることの限界を意識しながら、向山先生か  
ら学んだ家庭内暴力を起こすようになった子  
どもと親の関係をもとに戻すには親が本気  
にならなければならないという話をしていこう  
と思います。